

一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会  
東 振 協 健 康 友 の 会 規 程

(名称及び設置)

第 1 条 この会は、東振協健康友の会（以下「本会」という）と称し、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会に事務局を設置する。

(目 的)

第 2 条 本会は、健康保険組合の被保険者であった者及びその配偶者等並びに会員組合の被保険者及びその配偶者を対象に、健康体力づくり等の環境づくりを行い、もって会員の健康保持増進、相互の親睦と福祉の向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 健康管理事業（シルバー健診）
- (2) がん保険・医療保険等の加入案内
- (3) 健康体力づくり等事業
- (4) ガイドブック等の発行
- (5) 葬儀支援サービス
- (6) その他目的達成のために必要な事業

なお、(1)の健康管理事業（シルバー健診）については、55歳以上の健康保険組合の被保険者であった者及びその配偶者に限る。

(正会員)

第 4 条 本会の正会員は、この会の目的に賛同し、入会時において、原則55歳以上の会員組合の被保険者であった者及びその配偶者並びに会員組合の被保険者及びその配偶者が加入できる。

2 会員組合以外の被保険者であった者及びその配偶者については、承認することにより、加入することができる。

3 正会員には、会員証を発行する。

(賛助会員)

第 5 条 本会の目的に賛同し、事業に協力する団体を賛助会員として置くことができる。

(入 会)

第 6 条 本会の正会員を希望する場合は、所定の入会申込書に入会金及び年会費を添えて申し込むものとする。

2 本会の賛助会員を希望する場合は、所定の入会申込書に年会費を添えて申し込むものとする。

3 本会は、前二項の申込みがあったときは、会員資格の審査を行い、速やかにその結果を連絡するものとする。

(届出事項の変更)

第 7 条 本会の正会員及び賛助会員は、届出した事項について、変更があった場合は、速やかに、本会に所定の手続きを行うものとする。

(退 会)

第 8 条 正会員及び賛助会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失うものとする。

(1) 本人又は団体から退会の申出があったとき

(2) 5 5 歳未満の会員組合の被保険者及びその配偶者が健康保険組合の資格を喪失したとき

(3) 年会費を納入しなかつたとき

納入期限時点の未納者については、再度案内を行い納入が確認されない場合は、6 月末をもって退会として処理する。

(4) 個人会員証（会員番号）を第三者に譲渡又は貸与して使用させたとき

(5) 本人が死亡若しくは失踪宣告を受けたとき

(会 費)

第 9 条 本会の正会員及び賛助会員が納入する入会金及び年会費は、次のとおりとする。

(1) 正 会 員 入会金 5 0 0 円  
年会費 1, 0 0 0 円

(2) 賛助会員 年会費 3 0, 0 0 0 円

2 年会費は、年 1 回払いとする。

- (1) 入会時は、入会金(正会員のみ)及び年会費を納入する。
- (2) 前項の規定に基づき、すでに納めた入会金及び年会費は、返還しないものとする。

3 年会費は、毎年4月末までに納入する。

4 第1項による年会費の有効期間は、入会日から翌年の3月31日までとする。但し、11月1日以降の入会会員にあっては、翌年度の3月31日までとする。

(経 理)

第10条 本会の運営に必要な経費は、次の収入により賄う。

- (1) 入会金・年会費
- (2) 事業収入
- (3) 補助金
- (4) 寄附金

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報保護)

第12条 本会が業務上知り得た個人情報は、個人情報保護法等の法令を遵守するとともに、その保護に万全を期すものとする。

(規程の変更)

第13条 本会の規程は、理事会の議決により変更することができる。

(雑 則)

第14条 本会の施行に必要な細則は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、平成25年4月1日から施行する。

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。

1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 東振協健康友の会 会員会則

(名称)

第1条 この会は、東振協健康友の会（以下「本会」という。）と称します。

(目的)

第2条 本会は、健康保険組合の被保険者であった者及びその配偶者並びに会員組合の被保険者及びその配偶者を対象に、健康体力づくり等の環境づくりを行い、もって会員の健康保持増進、相互の親睦と福祉の向上を図ることを目的としています。

(会員)

第3条 会員とは、入会時において、原則55歳以上の健康保険組合の被保険者であった者及びその配偶者並びに会員組合の被保険者及びその配偶者とします。

2 入会申込書には、実際に居住している住所、電話番号等を記入するものとします。

(会員証の発行)

第4条 本会は、前条第2項の規定による入会手続きが完了しだい、東振協健康友の会会員証（以下「会員証」という。）を発行し、入会手続きにおいて、お届けの住所宛て送付いたします。

(入会金及び年会費)

第5条 会員は、本会に対し所定の期日までに、入会費500円、年会費1000円を支払うものとします。なお、お支払いいただいた入会金及び年会費は、理由の如何を問わず返還いたしません。

2 前項による年会費の有効期間は、入会日から翌年の3月31日までとします。但し、11月1日以降の入会会員にあっては、翌年度の3月31日までとします。

(会員の特典)

第6条 会員は、次の事業への参加・利用できる特典があります。

- ① シルバー健診の利用(55歳以上の健康保険組合の被保険者であった者及びその配偶者等に限る)
- ② がん保険・医療保険等
- ③ 健康フェスティバル(ウォークラリー、ウォーターフェスティバル、健康講演会、健康相談等)
- ④ ミニマラソン大会・テニスフェスタへの参加
- ⑤ 一日介護・健康講座への無料参加
- ⑥ 共同利用提供の健康保険組合保養所等の利用
- ⑦ ガイドブック等の発行サービス
- ⑧ 葬儀支援サービス
- ⑨ その他(各種提携施設との割引利用等)

(会員証)

第7条 会員証は、会員証上に表示された会員のみが利用できます。

2 前条に定める会員の特典を受けるときは、会員証の呈示が必要となる場合があります。

- 3 本会に入会した際に取得した会員証（会員番号）を第三者に譲渡又は貸与することができません。

（届出事項の変更）

第8条 会員は、届出した氏名、住所、電話番号等について変更があった場合は、速やかに本会事務局に所定の手続きを行うものとします。

（会員証の紛失等）

第9条 会員が会員証を紛失又は毀損した場合は、本会事務局への所定の手続きにより再発行をします。

（退会）

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を失い、本会事務局に所定の手続きを行うとともに、会員証は返却するものとします。

- （1）退会の申出をしたとき（2）55歳未満の会員組合の被保険者及びその配偶者が健康保険組合の資格を喪失したとき（3）会費を納入しなかったとき（4）会員証（会員番号）を第三者に譲渡又は貸与して使用させたとき（5）死亡若しくは失踪宣告を受けたとき

（個人情報の取扱い）

第11条 本会は、会員の個人情報については、個人情報保護法等の法令を遵守するとともに、厳正に管理し、目的以外に利用しない取扱いとします。

（その他承認事項）

第12条 本会は、必要に応じて、会則、取扱事項の変更等を行うことができるものとし、変更した場合は、東振協ホームページに掲載をいたします。

附則 1. この会則は、平成25年4月1日から施行します。

附則 1. この会則は、令和3年4月1日から施行します。

附則 1. この会則は、令和4年4月1日から施行します。

<東振協健康友の会 個人情報の利用に関する同意について>ホームページ (<https://www.toshinkyu.or.jp/tomonokai/>)をご覧ください。東振協健康友の会にご照会ください。